

質問への回答について

上越市文化観光部魅力創造課

業務の名称： 浄興寺大門通り修景整備基本計画策定業務

上記案件について、以下のとおり質問がありましたので、回答いたします。

N o	質疑事項欄	回答欄	回答日
1	●企画提案について 仕様書 1、2 業務内容（2）イについて、◆他市事例・・・、 ◆他市において・・・、と表記されていますが、「町」「村」 の事例は企画提案の対象外ということでしょうか。	「町」「村」の事例も企画提案の対象とします。仕 様書内における「他市」の記載は「他市町村」と捉え てください。	令和 6 年 6 月 5 日
2	●別紙様式 4 について ※類似業務とは、ルールづくり、ワークショップその他の景 観に関する業務又は修景整備に関する計画づくりとなりま す。と表記されています。 景観に関する業務又は修景整備に関する計画づくりのみが 類似業務の対象ということでしょうか。景観に関する業務又 は修景整備に関する計画づくり以外のルールづくりやワー クショップの実績は類似業務の対象外ということでしょう か。 また、類似業務の実績がない場合、プロポーザルへの参加は 可能でしょうか。	・類似業務の解釈は、「景観に関する業務」又は「修 景整備に関する計画づくり」のみとなります。 ・ルールづくり及びワークショップは「景観に関する 業務」の例示として記載しています。 ・類似業務の実績がない場合であってもプロポーザル への参加は可能です。	令和 6 年 6 月 5 日